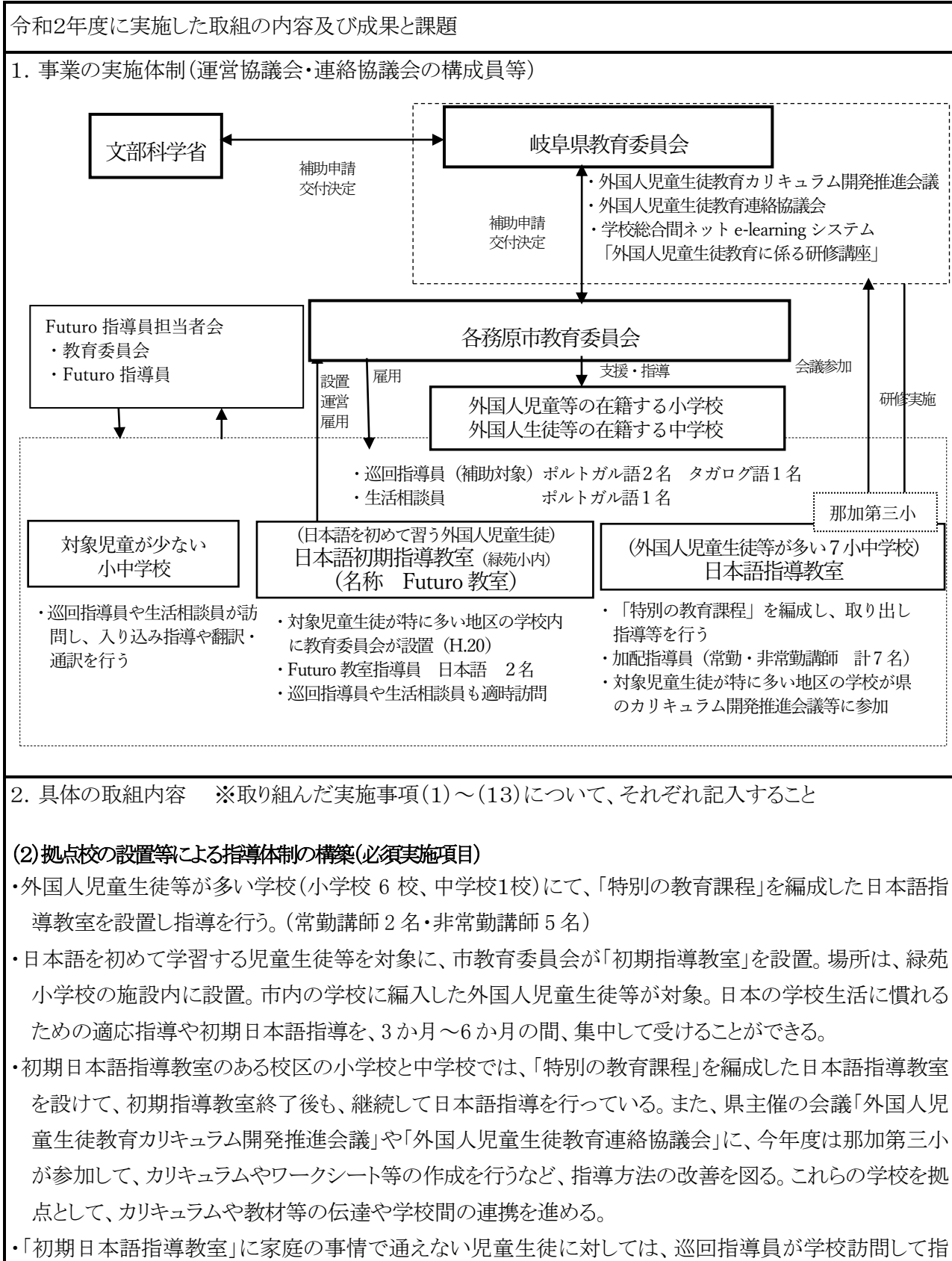


令和2年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)

事業内容報告書の概要



導を行う。また生活相談員も同様に学校訪問して指導したり、保護者の相談に応じたりする。

(4)「特別の教育課程」による日本語指導の実施(必須実施項目)

- ・指導計画(「特別の教育課程・実施計画」)を作成し、市教育委員会に提出する。
- ・対象となる児童生徒一人一人について、指導計画(「個別の指導計画」)を作成し、それをもとに一人一人へ適切な指導を行う。

(6)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- ・外国人児童生徒の等の増加、及び編入の散在化の実情から、令和2年度より巡回指導員を1名増員して計3名で巡回指導を行う。
- ・月に1回、「Futuro指導員担当者会」を開催し、各学校の外国人児童生徒の様子や学習(教材等)について交流し、情報交換や指導改善に努める。また、外国人児童生徒等に関わる課題や問題点について話し合い、改善に向けて取り組む。

(12)成果の普及(必須実施項目)

- ・市の教員初任者指導研修会で、日本語初期指導教室の実践を紹介する。
- ・外国人児童生徒教育カリキュラム開発推進会議に参加する那加第三小学校から、この会で作成された指導案やワークシート等の効果的な活用方法等について、市内の関係学校や担当者へ広める。

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(2)拠点校の設置等による指導体制の構築(必須実施項目)

- 散在地域ではあるが、日本語教室の設置やFuturo初期指導教室、Futuro指導員や巡回指導員、生活相談員の学校訪問等により、外国人児童生徒のいる該当学校の外国人児童生徒への支援や指導にあたることができた。
- 今年度10月以降、初期指導教室に通室する児童生徒が全て修了し、通室する児童生徒が入るまでの期間(11月～3月現在)において、2名の指導員が、外国人児童生徒等が多く、日本語指導教室の設置のない学校4校を巡回訪問し、指導や支援を行った。
- この取組により、外国人児童生徒等の日本語の理解が進み、在籍学級での授業に参加できるようになってきている。
- 巡回指導員や生活相談員が学校と本人や保護者のパイプ役となり、学習環境の改善や進路相談の充実等に結びついている。
- 日本語初期指導教室の設置のある緑苑小学校は、以前外国人児童生徒が多く在籍していた地域であったが、市の東部に位置しており、市の中心部から離れている。昨今外国人児童生徒が散在化してきており、日本語初期指導教室を、市の中心部の学校に移すことを検討している。

(4)「特別の教育課程」による日本語指導の実施(必須実施項目)

- 定期的な学習評価による、適宜指導計画の見直しを行い、一人一人の実態に応じたきめ細やかな指導が進められた。
- 各学校で作成した一人一人の指導計画や教育課程が有効に機能していることを、まわりに広める必要

がある。また、確実に次の担当者に引き継ぎ、一人一人の実態に応じた指導の充実を図る。

(6) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- 日本語指導の効果的な指導方法を共有することができた。
- 外国人児童生徒の置かれている環境や学習状況の問題点等について把握し、改善に努めることができた。
- 中学校の学習内容に対しては、母語がわかる巡回指導員の支援が有効であるため、今後市内小中学校への指導員の訪問配置を工夫し、有効な活用を目指したい。

(12) 成果の普及(必須実施項目)

- 学校職員関係者に日本語初期指導教室等の実践を伝えていくことで、きめ細やかな指導の成果や課題を共有することができた。
- 市民が参加する会(まちづくり推進課)で、日本語初期指導教室について紹介することで、市の外国人教育への取組等について、広く発信することができた。
- 各学校において、日本語初期指導が必要な段階ではないが、授業に困り感のある児童生徒への支援のあり方や場の設定について検討する必要がある。

日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒の割合	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	51%	12%	%	%	%	%
うち、個別の指導計画の指導目標が達成できた児童生徒の割合	100%	100%	%	%	%	%

4. その他(今後の取組予定等)

- ・市の観光交流課や国際協会等の関係機関と連携し、情報等の共有を図る。

※枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。